

建設工事従事者の安全及び健康の確保に  
関する長野県計画

平成30年11月

## < 目 次 >

はじめに .....	1
第 1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題 .....	1
1 建設工事従事者に係る労働災害等の状況 .....	1
2 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備 .....	5
3 一人親方等への対処の必要性 .....	5
4 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保 .....	5
第 2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針 .....	6
1 適正な請負代金の額、工期等の設定 .....	6
2 設計、施工等の各段階における措置 .....	6
3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上 .....	7
4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上 .....	7
第 3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき 施策 .....	8
1 建設工事の請負契約における経費の適切な積算等 .....	8
(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切な積算等 .....	8
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定 .....	8
2 責任体制の明確化 .....	9
3 建設工事の現場における措置の統一的な実施 .....	9
(1) 建設業者間の連携の促進 .....	9
(2) 一人親方等の安全及び健康の確保 .....	10
(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底 .....	10
4 建設工事現場の安全性の点検及び安全等に配慮した設計、工法等 .....	10
(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な 取組の促進 .....	10
(2) 建設工事従事者の安全等に配慮した設計、工法等の普及推進 .....	11
(3) 作業環境の改善 .....	12

5	建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発 .....	12
	(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進 .....	12
	(2) 建設工事従事者の安全に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進 .....	13
	(3) 建設工事従事者の健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進 .....	13
6	墜落・転落災害の防止対策の充実強化 .....	14
7	建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策 .....	15
	(1) 社会保険等の加入の徹底 .....	15
	(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進 .....	15
	(3) 「働き方改革」の推進 .....	15
第4	計画の推進等 .....	17
1	計画の推進 .....	17
2	計画の管理及び見直し .....	17

(注) 本計画は、長野県建設工事従事者安全健康確保推進会議の構成員等と連携して推進（第4-1）することとしているため、「第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策」では、県の施策・取組のほか、関係機関・団体の施策等についても記載している。

**【長野県建設工事従事者安全健康確保推進会議】**

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第9条第1項に規定される県計画の策定及び見直しに当たり、関係行政機関及び建設業界団体等との調整を行うため、平成30年3月に設置

会議構成員は、県のほか、(一社)長野県建設業協会、長野県建設労働組合連合会、厚生労働省長野労働局、国土交通省関東地方整備局

---

## はじめに

---

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的として、平成 29 年 3 月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）」が施行された。

本計画は、同法第 9 条に基づく県計画であり、本県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

---

## 第 1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

---

### 1 建設工事従事者に係る労働災害等の状況

本県の建設業における労働災害による死傷者数は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の改正により、危害防止基準等が年々充実強化されたことや、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって、長期的には減少傾向にある。

しかしながら、労働災害のほか、労働安全衛生法上の労働災害には当たらない一人親方等（※）の災害も含めた建設工事従事者の死亡事故は依然として発生しており、重大労働災害等の根絶に至っていない。

このような建設業における労働災害等の発生状況を重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

また、建設業における災害の発生防止等を図るとともに、建設業従事者の高いメタボ率など、生活習慣の見直しが必要となるようなデータが示されていることも踏まえ、あらためて健康への関心を高めることが望まれる。

※ 一人親方等

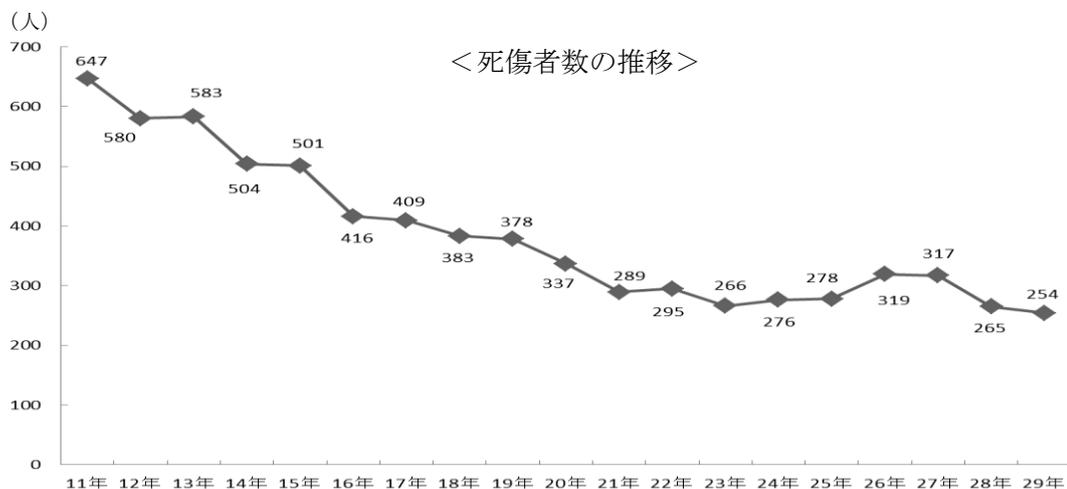
「一人親方」とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは、解体又はその準備の事業（大工、左官、とび職人など）等の事業を行うことを常態とする者であり、「一人親方等」とは、これに中小事業主、役員、家族従事者を含む。（一人親方等は「労働者」ではないため、次表の「労働災害」の死傷者数に一人親方等のデータは含まれていない。）

## 【長野県の労働災害（建設業）の状況】

### 1 死傷者数（休業4日以上災害（含死亡災害）によるもの）

平成29年死傷者数 254人（平成11年 647人）

※ うち死亡者数 5人（平成11年 15人）



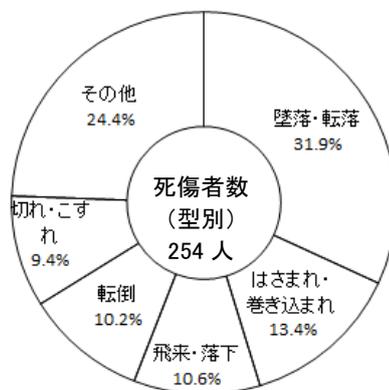
### 2 発生状況内訳

#### ＜業種別＞

建築工事業	142人：55.9%
土木工事業	82人：32.3%
その他建設業	30人：11.8%

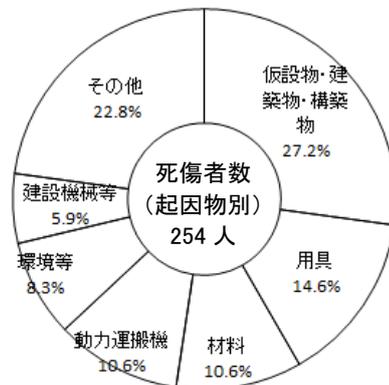
#### ＜事故の型別＞

墜落・転落	81人：31.9%
はさまれ・巻き込まれ	34人：13.4%
飛来・落下	27人：10.6%
転倒	26人：10.2%
切れ・こすれ	24人：9.4%
その他	62人：24.4%



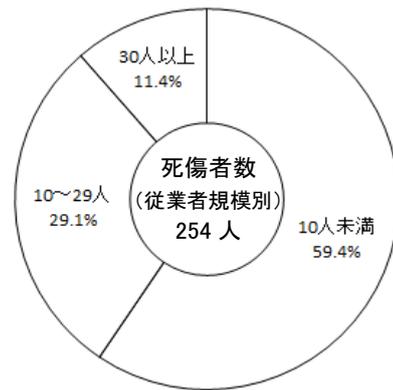
#### ＜起因別＞

仮設物・建築物・構築物	69人：27.2%
用具	37人：14.6%
材料	27人：10.6%
動力運搬機	27人：10.6%
環境等	21人：8.3%
建設機械等	15人：5.9%
その他	58人：22.8%



<事業所の従業員規模別>

10人未満の事業所	151人：59.4%
10～29人の事業所	74人：29.1%
30人以上の事業所	29人：11.4%



(出典：「労働災害の現状と課題 平成30年版」厚生労働省長野労働局)

【全国の一人親方等の死亡災害発生状況】

1 死亡者数

平成29年死亡者数 103人（うち県内 4人）

※ 一人親方等を含めた建設工事従事者全体の死亡者数  
426人（うち県内 9人）

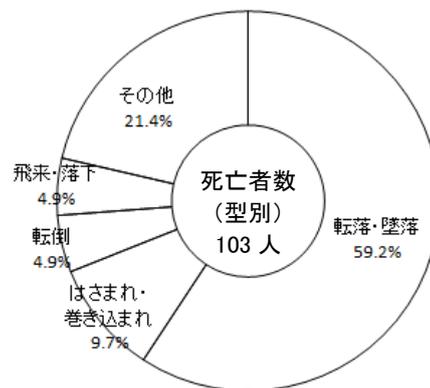
2 発生状況内訳

<業種別>

建築工事業	63人：61.2%
土木工事業	12人：11.7%
その他・不明	28人：27.2%

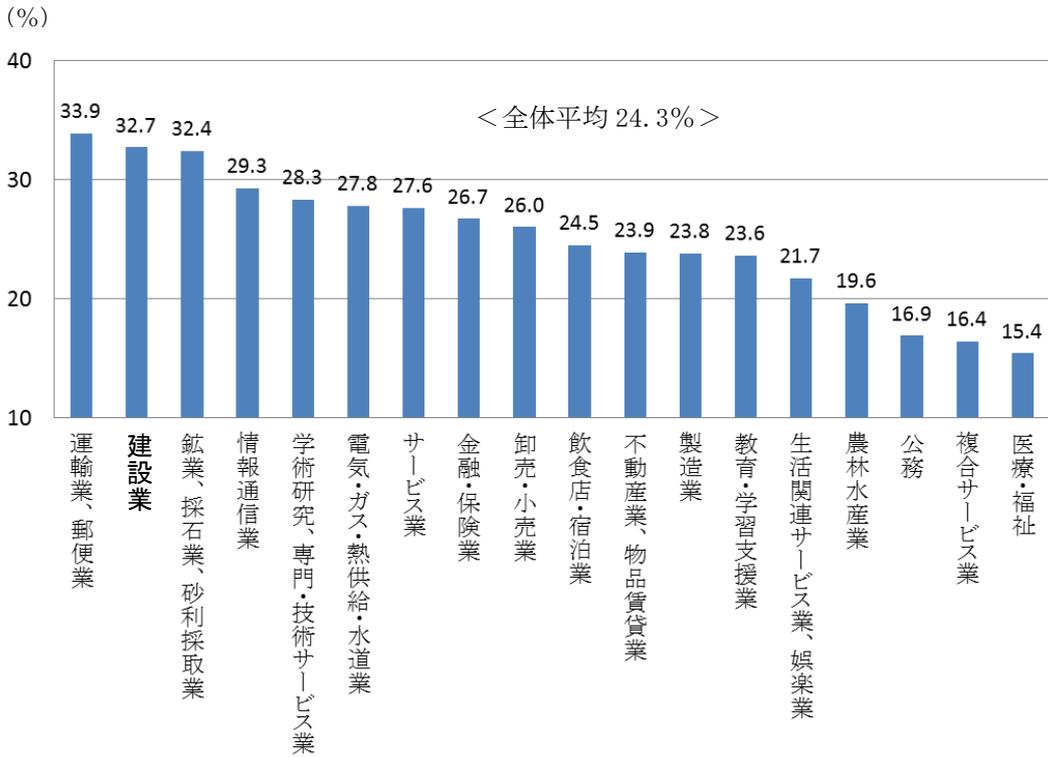
<事故の型別>

墜落・転落	61人：59.2%
はさまれ・巻き込まれ	10人：9.7%
転倒	5人：4.9%
飛来・落下	5人：4.9%
その他	22人：21.4%



(出典：厚生労働省調べ)

【業種別のメタボ率（※）（平成 28 年度）】



※ メタボ  
 メタボリックシンドローム該当者と予備群の合計  
 ・腹囲が男性 85 cm以上、女性 90 cm以上  
 ・血圧・血中脂質・血糖の検査値がリスク基準を超えている

(出典：平成 28 年度全国健康保険協会長野支部健診データより)

## 2 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するためには、公共工事のみならずすべての建設工事において、労働安全衛生法等に基づく労働災害防止施策を着実に推進すること、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められており、特に労働災害等の発生率が高くなる傾向にある小規模事業所に対する特段の対応が必要である。

## 3 一人親方等への対処の必要性

一人親方等は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象には当たらないが、建設工事の現場では他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事している。

その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保についても、労災保険料を含む安全衛生経費の確保等、特段の対応が必要である。

## 4 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

建設業に係る技能労働者の労働賃金は、公共工事の設計労務単価に比べて低い水準にあり、また、週休二日制を導入する建設業の事業所は5割未満に留まっている。

全国の中でも建設工事従事者の減少率と高齢化率が高い本県においては、建設業をより魅力的な仕事の場とし、処遇や技能・技術の改善を含めた地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

### 【技能労働者の労働賃金】

平成 27 年度長野県発注工事に係る調査

① 労働賃金平均 15,650 円

② 設計労務単価平均 18,390 円

設計労務単価（平均）に対し支払われた労働賃金（平均）の割合（①／②）

= 85.1%

（出典：「労働賃金支払実態調査」長野県建設部）

### 【建設業の労働時間等】

週休二日制の導入状況

・導入事業所の割合 平成 29 年 46.3%（平成 26 年 39.5%）

・全産業の平均 平成 29 年 64.9%（平成 26 年 63.6%）

（出典：「長野県労働環境等実態調査」長野県産業労働部）

### 【建設業の就業者数等】

・就業者数 平成 27 年 80,559 人（平成 7 年 132,382 人）

平成 7 年比 39.1%減

※ 全国 34.5%減

・55 歳以上の就業者割合 平成 27 年 39.5%（平成 7 年 26.5%）

※ 全国 36.3%

（出典：「国勢調査（長野県）」総務省統計局）

---

## 第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する 施策についての基本的な方針

---

### 1 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金（※）や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながるおそれがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費や法定福利費等を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

※ 建設業法（第19条の3）上、違反となるおそれがある「不当に低い請負代金」の行為事例  
「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）」（平成29年3月国土交通省策定）より抜粋

- ① 元請負人が、自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した場合
- ② 下請負人の見積書に法定福利費が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費を一方的に削除したり、実質的に法定福利費を賄うことができない金額で下請契約を締結した場合

### 2 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を自主的に講ずることが重要である。

### 3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることによって、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

### 4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、社会保険等（※）の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進等の処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。

※ 社会保険等：社会保険（健康保険、厚生年金保険）及び雇用保険

---

### 第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、 県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

---

#### 1 建設工事の請負契約における経費の適切な積算等

##### (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。一方、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、適切な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるよう対策を行う。

###### 【主な施策・取組】

- 最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映した建設工事の予定価格設定
- 建設工事における適正な労働賃金の支払を評価する入札制度（総合評価落札方式）の試行
- 「設計変更ガイドライン」(※)等による施工条件の変更等に対応した適切な設計図書の変更
- 建設業法第31条に基づく立入検査の実施（安全衛生経費支払の適正化）

※ 平成28年3月長野県建設部策定

###### <関係機関・団体の施策等>

- ・安全衛生経費の確保について、リーフレットによる周知及び建設工事関係者連絡会議(※)等での周知：厚生労働省長野労働局

###### ※ 建設工事関係者連絡会議

建設工事の発注者、施工者、労働災害防止行政関係者が緊密に連携して労働災害防止対策を進めていくことを目的として、厚生労働省長野労働局及び労働基準監督署が設置（構成員：厚生労働省長野労働局・労働基準監督署、国・県・市町村の発注機関、建設業関係団体、建設業労働災害防止協会長野県支部等）

##### (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休二日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適正な工期が定められるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は適正な工期延長が行われる等の環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、計画的な発注等によって施工時期を平準化する。

### 【主な施策・取組】

- 建設現場における週休二日を前提とした適正な工期設定
- 「設計変更ガイドライン」等による施工条件の変更等に対応した適正な工期延長
- 施工時期の平準化
  - ・ゼロ県債など債務負担行為の積極的な活用
  - ・早期契約制度やフレックス工期契約制度の活用

## 2 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結、一括下請負の禁止、技術者の専任配置等に関して、法令遵守を徹底する。

また、下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等へ支援する。

### 【主な施策・取組】

- 講習会等による法令遵守の徹底
- 建設業法第31条に基づく立入検査の実施（下請取引等の適正化）

### <関係機関・団体の施策等>

- ・安全大会等における法令遵守の徹底、安全衛生講習等の実施：建設業労働災害防止協会長野県支部

## 3 建設工事の現場における措置の統一的な実施

### (1) 建設業者間の連携の促進

作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理を徹底する。

### 【主な施策・取組】

- 「工事現場における施工体制の把握要領」(※)に基づく施工プロセスのチェックリストによる現場確認

※ 平成13年5月長野県土木部策定

### <関係機関・団体の施策等>

- ・「元方事業者による建設現場安全管理指針」(※)に基づく指導（個別の現場に対する指導、集団指導等）：厚生労働省長野労働局・労働基準監督署

※ 平成7年4月労働省策定

## (2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要であるため、一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。

また、一人親方等に関しては労働安全衛生法の直接の保護対象には当たらないため、一人親方等に仕事を注文する立場の建設業者による一人親方等の安全及び健康への配慮を促進するとともに、一人親方等に対して、その業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。

### 【主な施策・取組】

- 建設現場で発生した事故の迅速な状況把握と原因の分析及び再発防止の検討並びに関係機関との情報共有
- 公共工事受注者を対象とした安全に関わる講習等（技術者セミナー）の実施

### <関係機関・団体の施策等>

- ・一人親方等に特徴的な行動様式等を踏まえた安全衛生教育用テキスト等による安全衛生教育等の実施：厚生労働省長野労働局
- ・傘下組合員を対象とした建設労働災害調査の実施：長野県建設労働組合連合会

## (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方等については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。一人親方等の安全及び健康の確保とあわせて、一人親方等に対する労災保険の特別加入制度への加入促進を徹底する。

また、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、労働者として社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し周知を行う。

### 【主な施策・取組】

- 講習会、ホームページ、メールマガジン等による周知、啓発

### <関係機関・団体の施策等>

- ・一人親方等の労災保険特別加入制度への加入促進や基本的な安全確保対策についてパンフレットにより周知：厚生労働省長野労働局
- ・機関紙、ホームページ等による労災保険特別加入制度のPR及び傘下組合における特別加入の取扱い：長野県建設労働組合連合会

## 4 建設工事現場の安全性の点検及び安全等に配慮した設計、工法等

### (1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の

安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。

このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例に関する情報や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組の発信を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。

また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進する。

さらに、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、点検・パトロールを行う者の能力向上等を促進する。

なお、これらの取組に当たっては、建設工事の現場における安全衛生対策を強化していくことについて、県民の関心と理解を深めていくことも必要であり、安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」することが重要である。

#### 【主な施策・取組】

- 建設工事関係者連絡会議における関係機関・団体の情報共有等
- 工事成績評定における安全衛生管理に関する評価

#### <関係機関・団体の施策等>

- ・リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例等をホームページで公開：厚生労働省
- ・事業場等で実施されている安全活動の「見える化」の取組事例を『『見える』安全活動コンクール』としてホームページで公開：(同上)
- ・信州危険の見える化推進運動の実施：厚生労働省長野労働局
- ・国土交通省や地方公共団体等の発注機関、建設関係団体と連携した建設現場安全パトロール等の実施(建設工事関係者連絡会議としての取組)：厚生労働省長野労働局・労働基準監督署
- ・工事事故情報(国土交通省関東地方整備局配信)をホームページに掲載して情報を共有：長野県建設業協会
- ・安全講習等や安全パトロールの実施：建設業労働災害防止協会長野県支部、長野県建設労働組合連合会傘下組合
- ・各地域の建設業労働災害防止協会長野県支部、地域木造建設事業協会等に参加し、関係団体と情報共有：長野県建設労働組合連合会傘下組合

## (2) 建設工事従事者の安全等に配慮した設計、工法等の普及推進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進する。

また、ICT建機(※)やUAV(※)を活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の普及を推進する。

さらに、国の各種ガイドラインを踏まえた安全な施工の普及を図るとともに、「公共工

事等における新技術活用システム（NETIS：国土交通省）」等を利用し、新技術の効果的な活用を促進する。

※ ICT建機：情報通信技術を活用した建設機械

※ UAV：無人航空機

#### 【主な施策・取組】

- ICT活用工事の推進
- ICT活用工事の現場における見学会や講習会の開催による技術の普及
- 長野県 i-Construction 推進連絡会（※）における情報・意見交換等
- 県内企業が開発、製造、施工する技術で、有用な技術として活用され、一定の条件を満たした場合に、NETIS の評価促進技術として県が推薦し、企業を支援

※ 長野県 i-Construction 推進連絡会

建設現場の生産性向上を目指して受注者と発注者が情報交換や意見交換を行い、長野県地域での i-Construction の円滑な普及を図ることを目的として、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所が設置（構成員：長野国道事務所、長野県、長野県建設業協会等）

### （3）作業環境の改善

建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策など作業環境の改善を図る。

#### 【主な施策・取組】

- 公共工事受注者を対象とした安全に関わる講習等（技術者セミナー）の実施（再掲）

#### <関係機関・団体の施策等>

- ・ 職場における熱中症対策として、関係事業場に対する周知・指導の実施：厚生労働省長野労働局
- ・ 熱中症予防教育の実施：建設業労働災害防止協会長野県支部
- ・ 安全講習会の開催（再掲）：長野県建設労働組合連合会傘下組合

## 5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

### （1）建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定の教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進する。また、小規模事業所において労働災害等の発生率が高くなる傾向にあることを踏まえ、小規模の建設業者等が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を行う。

#### 【主な施策・取組】

- 公共工事受注者を対象とした安全に関わる講習等（技術者セミナー）の実施（再掲）
- 建設工事関係者連絡会議における関係機関・団体の情報共有等（再掲）

<関係機関・団体の施策等>

- ・ 会議、集団指導、セミナー等において、安全衛生管理、災害防止活動等の講習を実施：厚生労働省長野労働局
- ・ 安全衛生講習等の実施（再掲）：建設業労働災害防止協会長野県支部
- ・ 長野労働局の登録教習機関として、木造建築物の組み立て等作業主任者、石綿作業主任者技能講習を開催：長野県建設労働組合連合会

(2) 建設工事従事者の安全に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。このため、各建設工事の現場に関し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全確保の取組や災害対応事例について情報発信し、水平展開を図る。

**【主な施策・取組】**

- 建設工事関係者連絡会議における関係機関・団体の情報共有等（再掲）

<関係機関・団体の施策等>

- ・ 労働安全衛生対策に積極的に取り組んでいる企業を「安全衛生優良企業」として認定し、ホームページにおいて、その取組を公開：厚生労働省
- ・ 事業場等で実施されている安全活動の「見える化」の取組事例を『『見える』安全活動コンクール』としてホームページで公開（再掲）：(同上)
- ・ 信州危険の見える化推進運動の実施（再掲）：厚生労働省長野労働局
- ・ 機関紙やホームページ、講習会等による周知等：長野県建設労働組合連合会

(3) 建設工事従事者の健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等の健康確保の取組について情報発信し、建設工事従事者の健康に関する意識啓発に係る自主的な取組を促進する。

また、各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。

なお、建設業における災害の発生防止、さらには生産性向上を図るためには、建設工事や建設現場に対応した健康確保の取組だけでなく、建設工事従事者が常に健康な状態であることが重要である。建設工事従事者の生活習慣病予防も含めた健康保持・増進の取組を促進するため、健康経営<sup>※</sup>や心身の健康づくりに関する知識の普及啓発等に努める。

※ 健康経営<sup>※</sup>

社員の健康づくりを経営課題として捉え、社員の健康増進に努めることによって、医療費適正化を図るだけでなく、労働生産性を向上させ、企業価値の向上にもつなげようとする経営手法（「健康経営<sup>※</sup>」は、NPO法人健康経営研究所の登録商標です。）

**【主な施策・取組】**

- 講習会等への講師（保健師・管理栄養士等）派遣、パンフレット配布、メールマガジン配信等による健康づくりや健康経営の取組支援
  - ・健康に係る課題の共有及び特定健診の受診促進
  - ・健康経営に係るセミナーの開催情報等の提供
  - ・健康経営に取り組んでいる建設業者等の紹介
  - ・職場での健康づくりや健康経営の実践を支援する機関や制度の情報提供
- 建設工事関係者連絡会議における関係機関・団体の情報共有等（再掲）

＜関係機関・団体の施策等＞

- ・労働安全衛生対策に積極的に取り組んでいる企業を「安全衛生優良企業」として認定し、ホームページにおいて、その取組を公開（再掲）：厚生労働省
- ・トータルメンタルヘルスケア対策の推進：厚生労働省長野労働局
- ・職場における熱中症対策として、関係事業場に対する周知・指導の実施（再掲）：（同上）
- ・熱中症予防教育の実施（再掲）：建設業労働災害防止協会長野県支部
- ・「健康づくりチャレンジ宣言」等による「事業所での健康づくり」の取組支援：協会けんぽ長野支部

**6 墜落・転落災害の防止対策の充実強化**

建設工場の現場においては、墜落・転落災害が最も多く、県内の過去10年の労働災害においても事故の約3割を占めている。このため墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づく措置の遵守徹底を図る。

加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている「労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい『より安全な措置』等」の一層の普及促進を図る。

**【主な施策・取組】**

- 建設工事関係者連絡会議における関係機関・団体の情報共有等（再掲）

＜関係機関・団体の施策等＞

- ・個別の現場に対する指導、集団指導等により法令（労働安全衛生規則）の遵守徹底を図るとともに「より安全な措置」等の普及を促進：厚生労働省長野労働局
- ・足場の組立て等の業務に係る特別教育及びフルハーネス型安全帯使用作業特別教育等の実施：建設業労働災害防止協会長野県支部
- ・安全講習会の開催（再掲）：長野県建設労働組合連合会傘下組合

## 7 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

### (1) 社会保険等の加入の徹底

社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、建設業許可申請時等の加入の確認及び指導、公共工事における未加入業者の排除等の対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。

一方で、未だ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあるため、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入対策を推進する。

#### 【主な施策・取組】

- 講習会、ホームページ、メールマガジン等による周知、啓発（再掲）
- 建設業許可申請時等における未加入業者への指導及び社会保険等担当部局への通報
- 社会保険加入推進を図る関係機関・団体との情報共有及び対応検討
- 入札参加資格申請者に社会保険等の加入を義務付け
- 建設工事の1次下請負業者を社会保険加入建設業者に限定
- 建設工事における適正な労働賃金の支払を評価する入札制度（総合評価落札方式）の試行（再掲）
- 建設業法第31条に基づく立入検査の実施（法定福利費に係る確認・指導）

#### <関係機関・団体の施策等>

- ・適切な保険加入を周知するポスター掲示について市町村や元請企業に要請：長野県建設労働組合連合会

### (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設キャリアアップシステムについては、その構築に向けて官民一体で検討が進められてきた。建設工事従事者の保有資格や社会保険等の加入状況、現場での就業履歴等を業界統一のルールにより登録・蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられる環境を整備するため、関係者一体となって、その活用を推進する。

#### 【主な施策・取組】

- 講習会、ホームページ、メールマガジン等による周知、啓発（再掲）

#### <関係機関・団体の施策等>

- ・建設キャリアアップシステムの窓口開設、会員・組合員への周知等：長野県建設業協会、長野県建設労働組合連合会

### (3) 「働き方改革」の推進

総労働時間が長く、休みが取れないことや、賃金が高齢の労働者と比べて低い水準にあることが、建設業における若者の入職に当たっての障害・離職理由となっている。

このため、働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月働き方改革実現会議決定）を踏まえ、適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。

また、過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスキアの充実等の取組を推進する。

**【主な施策・取組】**

- 建設現場における週休二日を前提とした適正な工期設定の普及啓発
- 債務負担行為の活用等による適正な工期設定
- 入札参加資格（資格総合点数）付与の際、週休二日等の休業制度を就業規則に規定している事業者に加点
- 県発注工事における週休二日の実施（週休二日実施に必要な工期設定、間接費の負担、工事成績加点）
- 建設工事における適正な労働賃金の支払を評価する入札制度（総合評価落札方式）の試行（再掲）

< 関係機関・団体の施策等 >

- ・過重労働防止対策の推進、適正な労務管理の実施に係る指導：厚生労働省長野労働局
- ・トータルメンタルヘルスキア対策の推進（再掲）：(同上)
- ・毎月第 2 土曜日を休日とする「プレミアムサタデー」の取組推進：長野県建設産業団体連合会
- ・週休二日を考慮した適正工期への理解を求めるための県民への周知活動：長野県建設労働組合連合会

---

## 第4 計画の推進等

---

### 1 計画の推進

本計画は、長野県建設工事従事者安全健康確保推進会議（以下「推進会議」という。）の構成員等と連携して推進する。

また、本計画について市町村等とも情報を共有し、建設工事従事者の安全及び健康確保の取組について、更なる普及促進を図る。

### 2 計画の管理及び見直し

本計画は、推進会議において施策等の取組状況を確認する。

また、本計画の内容について、必要があると認めるときには、推進会議において検討の上、速やかにこれを変更する。